

市民に対する防火指導推進要綱

(目的)

第1条 消防職員と市民をより深く結びつけるため、職員の中から防火指導員等を指定し、積極的に町会や自治会などの組織と交流して、住民ニーズを的確に把握し、地域に密着した効果的な消防行政を展開するとともに、きめ細やかな防火指導を実施することにより安全・安心なまちづくりを構築することを目的とする。

(防火指導員等)

第2条 防火指導員等は、各署の次の職員とする。

(1) 防火指導統括者

防火指導統括者は、予防課長とし、防火指導全般を統括する。

(2) 防火指導責任者

防火指導責任者は、担当課長（警防統括担当）及び警防課長とし防火指導統括者の補佐及び防火指導員の指導及び助言にあたる。

(3) 防火指導員

防火指導員は、署所当直の司令及び司令補の職にある者（救急隊は除く。）とし、市民への防火指導業務の実施にあたる。

(4) 防火指導調整員

防火指導調整員は、予防係長又は予防係員とし、防火指導員が公休等で業務に支障ある場合は、防火指導員と調整を行い防火指導員の業務を実施する。

(5) 防火指導連絡員

防火指導連絡員は、町会・自治会等の組織を勘案し、必要により消防署長が警防課員から指名するものとし、防火指導員の指示により防火指導業務を実施する。

(防火指導員等の指名)

第3条 消防署長は管轄区域内のすべての住民に対し目的が達せられるように、消防署執務規程（平成15年消防局訓令第19号）第6条に規定する署所の管区を目安として町会・自治会等の組織ごとに、第2条に規定する防火指導員等を指名し別表「防火指導員等名簿」を作成する。

(防火指導員業務)

第4条 防火指導員は、指名された町会、自治会等の組織に対し、次に掲げる防火指導業務を実施するものとする。

(1) 放火火災防止対策の指導

(2) 住宅用防災機器等の普及促進の指導

- (3) 空家、枯草等の指導協力の依頼
- (4) 火災予防上特異性のある空家や放置された可燃物等の情報入手
- (5) 災害時要保護者等の情報把握
- (6) 応急救護等の普及促進
- (7) 町会、自治会長等との情報交換
- (8) 積極的な防火講話や消防出前講座などの開催の調整
- (9) その他、防火指導業務上必要な事項

(留意事項)

第5条 防火指導業務推進上の留意事項は次によるものとする。

- (1) 防火指導員等は、担当する町会（自治会）長に対し防火指導業務を通じ信頼関係を造るよう努めること。
- (2) 市民との対応は、親切で思いやりを旨として、トラブルに巻き込まれないように注意すること。
- (3) 町会、自治会等から依頼された事項等は確実に処理すること。
- (4) 消防に直接かかわりのない案件について相談を受けた場合であっても、解決の糸口がつかめるよう適切な市民応接を心掛け親切丁寧に対応すること。
- (5) 消防訓練指導や防火講話などを実施する職員は、担当する防火指導員と調整を確実にし住民等が要求する事項に応えられるようにすること。
- (6) 町会、自治会等への具体的な活動を実施する場合は、各区地域振興課と調整を行なうこと。
- (7) 実施する業務については、既存の概念にとらわれることなく実効的な業務を創意工夫すること。
- (8) 個人情報については、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）及び関係規定に基づき適正に取扱うこと。
- (9) 川崎市消防広報広聴規程（平成11年消防局訓令第19号）にかかる案件について、同規程に基づき処理すること。

(活動記録)

第6条 収集した情報並びに対応状況等については、様式1の「活動記録表」に記載するものとする。

(報告等)

第7条 防火指導業務の実施事項については、様式1の「活動記録表」を各月末に各署予防係でとりまとめ、様式2「防火指導等活動集計」により翌月の15日までに消防局長

あて報告すること。

附 則

この要綱は、平成18年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

様式1 (第6条関係)

活 動 記 録 表

担当者名

対 応 日 時	
対 応 場 所	
相手方	職氏名
	連絡先

	内 容	対 応 者
経 過		

今後の措置等

消防局長 様

消防署長

防火指導等活動集計(平成 年 月分)

1 対象者

町会、自治会等組織数		組織
接 触 者 等	会 長	名
	会 長 以 外	名

2 業務内訳

内 容	回 数
・放火防止対策の指導	回
・住宅用防災機器等の普及促進	回
・空家、枯草等の指導協力	回
・火災予防上特異性のある空家や放置された可燃物等の情報入手	回
・災害時の要保護者等の情報把握	回
・応急救護者等の普及促進	回
・その他	回

* 1回の訪問等接触時に複数の内容を依頼した場合には、各欄に計上してください。

3 講話等

講話種別	回 数	参加人数
消防訓練指導	回	人
予防関係講話	回	人
救急関係講話	回	人
その他の講話	回	人

* 講話等において消防訓練指導と救急講話等を複数実施した場合は、各欄に計上してください。